

大学における発達障害のある学生の支援体制について

山下 京子

(2015年10月6日 受理)

The Support System for University Students with Neurodevelopmental Disorders

Kyoko YAMASHITA

Abstract

'Law about Promotion of Cancellation of Discrimination on the grounds of Obstacle' (abbreviated to 'Disability Discrimination Cancellation Law') comes into operation as of April 1st 2016. This Law will require the higher educational institute to provide reasonable accommodation for students with disabilities. In this sense, it is the reexamination of the whole school-like support system that immediately needs to be discussed at universities. On the basis of the fact-finding investigation made by Japan Student Services Organization, the developmentally disabled students and the students who have possibility of being developmentally disabled have increased in number year by year. The present article makes a summary report of the achievements by the Hiroshima Jogakuin University Project entitled 'Research and Development for Higher Educational Support for Disability Students' which were performed for three years since 2011, and in particular discusses the learning support system for the students with neurodevelopmental disorders. As a result, I come to the conclusion that the effective support organization for the students with neurodevelopmental disorders should be constructed in the systematic institute such as support rooms, various improvements in classes, and barrier-free mind on campus.

1. はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日に施行される。この法律において、障害者に対する差別的取扱いの禁止は法的義務となり、障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止は、国公立大学等で法的義務、私立大学等で努力義務として位置づけられる。文部科学省は、平成27年6月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議」を開催し、

同年8月「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)」(文部科学省, 2015)を公示した。この対応指針(案)の「第3 関係事業者における相談体制の整備」において、相談窓口の整備、ホームページ等の活用による相談窓口等に関する情報の周知、相談時の配慮としての障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段の用意、相談事例の蓄積と合理的配慮の提供等における活用が、望まれるとされている。さらに、「文部科学省所管事業分野のうち学校教育分野については、障害者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、特に留意すべき点を別紙2のとおり示す。」(文部科学省, 2015, p. 7)として、初等中等教育段階と高等教育段階に分けて、留意点が示されている。その中で、高等教育段階における合理的配慮に関する留意点について、6項目(①機会の確保, ②情報公開, ③決定過程, ④教育方法等, ⑤支援体制, ⑥施設・設備)で整理されている。また、相談体制の整備に関する留意点として、担当部署の設置及び適切な人材配置、外部資源の活用、周囲の学生の支援者としての活用があげられている。

このように、大学等における障がいのある学生の修学支援に対して、より踏み込んだ対応が求められており、全学的な支援体制の整備が早急に必要とされている。広島女学院大学においては、2014年度(平成26年度)に「障がい学生高等教育支援室」を開設し、今年度2年目を迎えているが、全学的な支援体制の整備の前段階として、文部科学省による平成23年度「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に研究プロジェクト「障がい者のための高等教育支援開発研究」(研究代表者: 山下京子)が採択され、「障がい学生高等教育支援研究所」を設置したことがあげられる。本論文では、研究プロジェクトの成果の概要と、本学における障がいのある学生の修学支援体制の整備に関する経過を報告し、特に発達障害のある学生に対する修学支援体制について検討を加えることを目的とした。

2. 研究プロジェクト「障がい者のための高等教育支援開発研究」

研究プロジェクト「障がい者のための高等教育支援開発研究」の目的と成果の概要を、山下(2014^a)をもとに紹介する。本研究プロジェクトは、障がいのある学生を特別な教育的ニーズを持つ学生として、平等に教育機会を提供するという視点から、次の3点を目的とした。すなわち、①障がいのある学生を包括的に支援するモデルの提案、②障がいのある学生のための教育における情報保障支援システムの構築、③障がいの有無や障がい種別によらない大学教育のユニバーサルデザインの具現化である。これらの目的を達成するために、①ワンストップ型支援体制構築のための教育支援システム設備の導入と事務組織の改編、②多地点接続システムの導入による授業配信、③全学的な支援体制、授業改善、教育環境の検討を行った。

本研究プロジェクトの研究成果としては、第1に事務組織改編を伴う全学的な改革の中でワンストップ型の学生支援体制を構築できたことであり、教育支援システム設備の導入による学修支援を中心とした学内体制を作り上げたことをあげられる。学修支援を中心に置いた利点として、山下(2014^a)は次の6点をあげている。①学修に関することは全学生を対象とする。②障がいの有無や種別にかかわらず支援の対象となる。③学生の抱える学修上の困難さに着目することで、具体的な問題が見出しやすくなる。④教員による学生対応の温度差の縮小。⑤欠席状況や成績不振の情報を共有することによる卒業延期者や中退者の減少。⑥学生の積極的な学修態度の育成。また、問題点としては、①学修に対する動機付けの低い学生に対する支援の難しさ、②情報保障の提供に対する要支援学生の戸惑い、③困難さを抱えている学生の発見には有効であるものの、当該学生が支援を受け入れるまでのプロセスに個人差があり、支援の根底に心理学的視点を必要とすることをあげている。これらの問題点は今後の検討課題として残るものの、研究プロジェクトの実行により、学修支援を中心とした全学生を対象とした学内体制を整備したことは、障がいのある学生の学修支援に全学的に取り組む体制の基礎となる部分を形成したこととなり、その成果は評価できると考えられる。第2の成果としては、多地点接続システムの導入による授業配信と、多地点接続システムと音声認識装置システムの組み合わせによる字幕付き授業配信が可能となったことである。この成果については、山下(2015)が、ICTを利用した情報保障の実験例として紹介し、教育における情報保障のあり方について検討を加えている。障がいのある学生の学修支援において、情報へのアクセシビリティ保障は、最優先されるべき事柄であり、ICT活用はもちろんのこと、教授法や教材の選択など、授業実践研究が高等教育機関においても重要となることが示唆された。第3に、教育環境の検討の一つとして、学内環境に関するアンケートを実施し、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことのできる物理的な教育環境のあり方を検討した。

ここでは、学内環境に関するアンケート調査報告(山下, 2014^b)について紹介する。調査年月日は、2012年3月15日、調査対象者は2012年3月15日広島女学院大学卒業生395名を対象とし、文学部日本語日本文学科59名、英米言語文化学科66名、幼児教育心理学科84名、生活科学部生活デザイン・情報学科92名、管理栄養学科69名の計370名の回答を得た(回収率93.7%)。調査内容は、Q1「大学構内の屋外環境について」(14項目)、Q2「人文館・ソフィア2号館・クックホールの一般教室について」(15項目)、Q3「図書館について」(16項目)、Q4「トイレ設備について」(2項目)、Q5「その他の教育福祉施設の配置について」(6項目)、Q6「事務課の配置について」(9項目)、Q7「人文館・ソフィア2号館・クックホールの一般教室についての症状の自覚」(化学物質アレルギー反応についての質問であり、15項目)、Q8「居場所について」(4項目)であった。

調査結果・考察の概要は次の通りであった。Q 1 から Q 7 の質問項目すべてについて、「思わない」から「そう思う」の5段階評価を求め、「どちらでもない」を中立的評価、「そう思う」「やや思う」を肯定的評価、「思わない」「やや思わない」を否定的評価として、百分率を求めた。Q 1 「大学構内の屋外環境について」の結果の抜粋を表1に示した。表1に示されたように、学内移動に関連した質問項目において評価が低くなっており、傾斜面にそってキャンパスが広がっているという本学の特徴を反映していると考えられる。その一方で、肯定的な評価は、駐輪場やバスの駐車場の適切さ、大学施設としてのデザインの好ましさに関連する項目においてみられた。「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)」(文部科学省, 2015)においても、高等教育段階における合理的配慮に関する留意点のひとつに、施設・設備があげられており、「安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。」(p. 17)とあり、今後、学内整備をする必要がある。

Q 2 「人文館・ソフィア2号館・クックホールについて」は、採光、風通し、音響、冷暖房、通信環境、机・椅子など、授業の行われる教室の環境について質問する内容の項目からなっていた。ソフィア2号館とクックホールは、すべての項目で肯定的評価が50%を超えていたが、人文館は、他の二つの講義棟に比べ建築年数が長く、冷暖房、通信環境、机・椅子、スペースにおいて、快適さで劣っていた。講義棟以外の教育福祉施設や事務課の配置について、否定的評価が50%を超えたところは、「グラウンド」(67%)、「教務課」(52%)、「学生課」(52%)、「キャリアセンター」(53%)であった。Q 8 「居場所について」は、落ち着ける場所・快適な場所・

表1 「Q 1 大学構内の屋外環境について」の結果(抜粋) (山下, 2014^b)

項 目	肯定的評価 (%)	中立的評価 (%)	否定的評価 (%)
Q 1-3 大学構内の外部階段はのほりやすい勾配である	21	27	52
Q 1-4 道路の幅は交通量からみて適切である	27	31	42
Q 1-5 学生の駐車場は適切な場所にある	18	31	51
Q 1-10 構内を移動しやすく建物が配置されている	20	32	48
Q 1-6 学生の駐輪場(自転車・バイク置き場)は適切な場所にある	63	24	13
Q 1-7 バスの停車場は適切な場所にある	53	34	13
Q 1-12 大学の屋外空間のデザインは大学施設として好ましいものである	51	37	12
Q 1-13 建物のデザインは大学施設として好ましいものである	55	37	8
Q 1-14 総合的にみて大学構内の環境は良好である	46	33	21

不便だと思ふ場所・好きな場所について質問している。落ち着ける、快適な場所として、学生食堂のあるヒノハラホールを過半数の学生があげており(落ち着ける場所55.7%, 快適な場所52.7%), 所属学科による差はなかった。次に, クックホール(落ち着ける場所28.9%, 快適な場所34.1%)やソフィア2号館(落ち着ける場所20.8%, 快適な場所27.8%)が選択されたが, 学科による差がみられ, クックホールでは幼児教育心理学科や管理栄養学科, ソフィア2号館では管理栄養学科や生活デザイン情報学科の学生が多く選択していた。授業で多く利用することと関連があると予想されるが, キャンパス内における居場所作りにおいては, 心理的な利用のしやすさや, 物理的なアクセスのしやすさなど考慮する必要があると考えられる。本研究プロジェクトと並行して, 学内施設の整備を行っており, そのひとつに, 主に発達障害のある学生のためのカームダウンの部屋として, 「ウーム」を設置した。今後, 多様な障がい特性に対応するための, 環境整備が求められると考えられる。

3. 「障がい学生高等教育支援研究所」から「障がい学生高等教育支援室」へ

研究プロジェクト「障がい者のための高等教育支援開発研究」は, 2013年度末で終了し, 同時に「障がい学生高等教育支援研究所」は廃止された。研究プロジェクト実施期間における障がいのある学生に対する支援の実際を図1に, 学内支援体制を図2に示した。研究プロジェクトが本格的に始動した2年目以降の学内支援体制であり, 全学生を包括的に支援するワンストップ型組織である「共通教育センター」の職員と障がいのある学生のチューター等教員からなる支援チームを作り, 「障がい学生高等教育支援研究所」が研究チームとして支援にかかわるといふ支援の流れであった。2012年度は, 週1回30分程度, 支援チームと研究チームの合同ミーティングをもち, 情報共有や問題発見と対応方法の検討などに有効な会議となった。短い昼休みを利用しての会議であったため, 年度途中から, テレビ会議システムを用いてのミーティングに切り替え, 効率化を図った。

2014年度以降の学内支援体制について, 2014年度を図3に, 2015年度を図4に示した。2013年度末で事務組織とは独立した存在であった「障がい学生高等教育支援研究所」を廃止し, 2014年度から「障がい学生高等教育支援室」を立ち上げ, 「共通教育センター」の一組織として位置づけた。「障がい学生高等教育支援室内規」の上程や, 分室としての「学生相談室」の設置など, 支援体制の整備を行った。「共通教育センター」は, 「健康管理センター」(保健師常駐)や「カウンセリングルーム」(臨床心理士常駐)の上位組織でもあるので, 各部署が連携して障がいのある学生を支援する体制になったと考えられる。2015年度には, 事務組織の見直しが行われ, 「共通教育センター」から「総合学生支援センター」と名称が変更となり, 学生を包括的に支

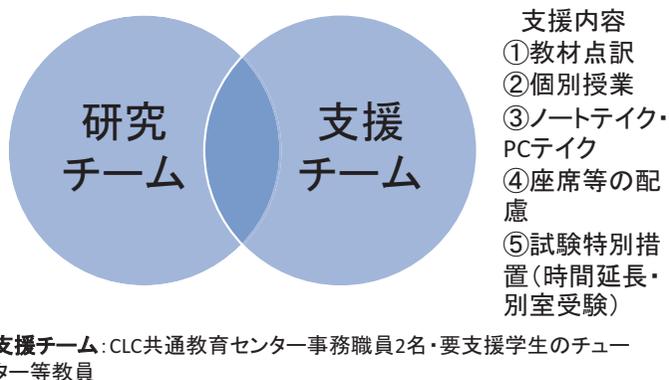


図1 平成24・25(2012・2013)年度の支援の実際

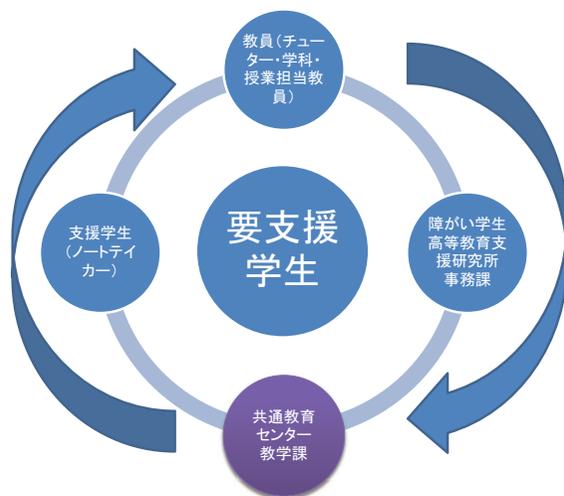


図2 平成24・25(2012・2013)年度の支援体制

援するワンストップ型支援を前面に出すことになったといえよう。

図3と図4に示したように、2014年度から PEPNet-Japan 遠隔情報保障ネットワーク構築事業モデル校(PEPNet-Japan, 2015)として、聴覚障害学生のための支援実践を行っている。本学においては、常態化している支援学生は、期間限定のピア・サポート活動であるキャンパス・サポーター活動(山下, 2012)を除き、ノートテイクのみであり、今後の検討課題である。また、支援スタッフとしてアルバイト職員2名を雇用しているが、支援技術の向上や待遇面での改善なども課題として抱えたままのスタートであった。

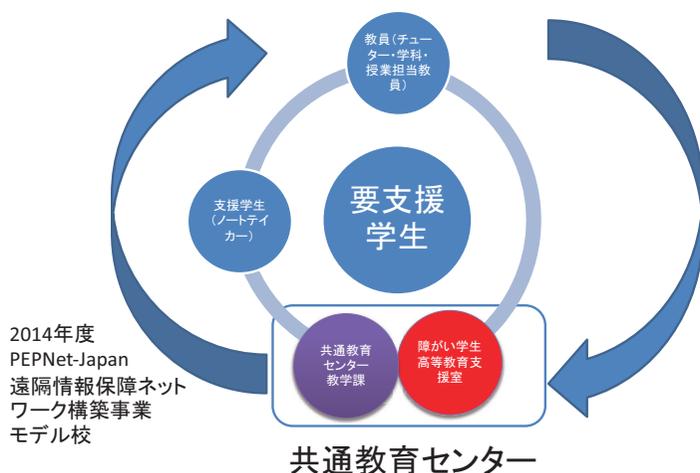


図3 平成26年(2014)度の支援体制

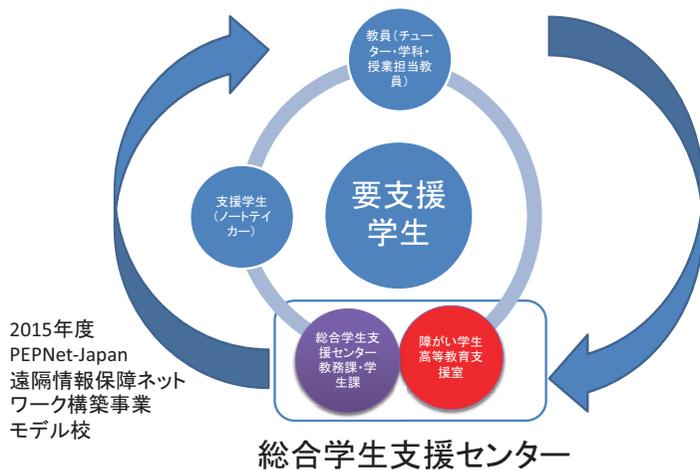


図4 平成27年(2015)度の支援体制

「障がい学生高等教育支援室」の広報については、2014年度にリーフレット「障がい学生修学支援案内」(広島女学院大学障がい学生高等教育支援室, 2014)の作成と大学ホームページ上の掲載(www.hju.ac.jp/~shojimu/shogaiHP/index.html)を行った。情報公開については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)」(文部科学省, 2015)においても、留意点の一つとしてあげられており、大学においても積極的な姿勢が望まれている。林田(2014)は、2011年7月から11月にかけて、わが国における国立大学86校、

公立大学78校、私立大学604校、短期大学471校の計1,239校を調査対象とし、大学ホームページを開設していた1,027校について、障がい学生支援関連情報の有無を調べている。その結果、障がい学生支援に関する情報を掲載していたのは、307校(29.9%)であり、掲載内容については、「入学試験に向けた事前相談」(249校)が多く、「授業や試験における配慮」(65校)、「受け入れ実績のある障害種別や在籍する障害学生」(56校)、「施設・設備」(51校)となっていた。林田は、障がい学生支援に関連する情報を掲載している大学が少ないこと、また、障害種別としては、視覚・聴覚障害・肢体不自由等が多く、支援の充実が求められている発達障害学生への支援に関しては、今後新たなアプローチが必要となると指摘している。本学の障がい学生支援のホームページにおいても、発達障害学生への支援については言及せず、今後の課題である。リーフレット「障がい学生修学支援案内」には、「支援の流れ」「支援の内容」のほか、「入学を希望する方へ」「学生支援スタッフ募集」の項目を入れた。また、研究プロジェクトの成果の一つである建築士課程の学生により作成されたバリアフリーマップ(小林・真木, 2014)も掲載した。

4. 発達障害のある学生の修学支援

日本学生支援機構による「平成26年度(2014年度)大学、短期大学および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2015)によると、発達障害(診断書有)学生は2,722人、このうち支援障害学生は1,856人であり、発達障害(診断書無・配慮有)の支援障害学生は3,569人で、いずれも前年度より増加していた。全障害学生数14,127人(全学生数に対する割合0.44%)のうち発達障害(診断書有)は19.3%を占め、全障害学生数も、発達障害(診断書有)の占める割合も前年度調査よりも増加していた。また、「表47 発達障害学生数及び支援発達障害学生数 [学校種別]」(p. 57)によると、大学の発達障害(診断書有)の障害学生(2,282名)の内訳で最も多いのが、高機能自閉症等(1,674名)で、そのうち支援障害学生1,219名であり、大学の発達障害(診断書無・配慮有)の支援障害学生(3,174名)の内訳においても、高機能自閉症等が1,759名と最も多かった。「支援発達障害(診断書有)学生又は発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍する学校」560校で行われている支援内容については、「表50 支援発達障害学生支援内容 [授業支援及び授業以外の支援]」(p. 60)によると、授業支援よりも授業以外の支援が多く行われており、「保護者との連携」(大学では346校実施)、「学習方法(履修方法, 学習方法等)」(大学で318校)、「専門家(臨床心理士等)による心理療法としてのカウンセリング」(大学で303校)、「社会的スキル指導(対人関係, 自己管理等)」(大学で265校)、「進路・就職指導」(大学で233校)の順に多かった。授業支援では、「注意事項等文書伝達」(大学で95

校)、「休憩室の確保」(大学で79校)、「実技・実習配慮」(大学で69校)、「教室内座席配慮」(大学で62校)であった。

日本学生支援機構による実態調査結果に示されたように、発達障害(診断書有)のある学生が増えていることや、診断書はないが発達障害が推察されることにより、支援を受けている学生数が、発達障害(診断書有)の学生数に比べかなり多いことを考慮するならば、障がいのある学生の修学支援において、発達障害のあるまたはその特性のある学生に対する学内支援体制の整備が急務である。また、支援内容としては授業支援よりも授業以外の支援が多く、これは発達障害(診断書有)の内訳に示されたように、高機能自閉症等が多いことと関連していると考えられ、障害の特性ゆえに授業支援だけでなく大学生活全般にわたる支援が必要であることを示している。この点については、丹治・野呂(2014)による、発達障害学生の支援事例が報告された論文31本を対象とした支援内容別の支援方法と支援体制の分析にも示されており、支援内容の分類では、多い順に「対人関係スキル」(29件)「生活スキル」(22件)「授業」(17件)であった。丹治らは、支援内容に応じて、関係する学内部署間の連携や学外機関との連携支援が多く報告されていたと述べる一方で、課題も明らかになったとしている。すなわち、丹治らによると、「授業」「試験」「研究」などの学修上の支援に比べ、「就職」支援では、具体的な支援方法の報告が少なく、組織的な支援体制の整備が必要である。また、丹治らは、合理的配慮の決定過程についても、心理教育的アセスメントツールの活用により合理的配慮の決定のための根拠資料とすること、配慮内容に関する評価方法を検討すること、合理的配慮の決定方法と組織的な支援体制の構築が必要となると述べている。

発達障害のある大学生支援に関する研究について概観したものとして、吉田・田山・西郷・鈴木(2014)もあげられる。吉田らは、発達障害学生支援に関する論文155件を対象にテーマの分類を行い、9つのテーマを得ている。すなわち、論文件数の10%以上のテーマでは、多い順に「取り組みの報告と検討」(36件)「支援の動向と課題」(29件)「支援プログラムと実践」(22件)「就労・キャリア」(16件)「障害特性と課題」(16件)「アセスメント」(15件)であった。この結果から、吉田らは、アセスメント研究や障がい特性に関する研究、支援プログラムの検討研究が少ないことを指摘し、アセスメントと支援プログラムをつなげた統合的な実践や実証的研究が今後研究成果の期待される領域であると考察している。

5. 発達障害のある学生の就労支援に関する研究

発達障害者の就労支援技法としては、障害者職業総合センター職業センター(2006)が、平成16年度に「発達障害者の職業リハビリテーション支援技法の開発に係る有識者検討会議」を開

催し、会議の報告に基づき、平成17年度(2005年度)より知的障害を伴わない発達障害のある人のための障害特性に応じた就労支援プログラム(ワークシステム・サポートプログラム)を構築し、就労支援技法の開発を進めている。ワークシステム・サポートプログラムは、13週の期間でグループワーク主体の「就労セミナー」「作業」「個別相談」により構成されており、「就労セミナー」に技能トレーニングとして「問題解決技能トレーニング」「リラクゼーション技能トレーニング」「職場対人技能トレーニング」「マニュアル作成技能トレーニング」がある。若林(2009)によると、このプログラムは、応用行動分析学という言葉が前面に出ていないものの、応用行動分析学で検証されてきた技法が含まれており、プログラムに関する厳密な効果の検証はまだされていないが有望な取り組みであるという。また、若林は、発達障害者の就労支援に応用行動分析学が有効であるかについて考察し、学習理論に基づいたスキル習得や行動問題低減の手法が確立されていることと、問題解決志向で、比較的即効性がある手法であること、場面に合わせた環境設定や介入方法を構築していくことができる特徴を持っていることを指摘している。

発達障害のある学生の就労支援については、ワークシステム・サポートプログラムの利用など、地域の就労支援機関と大学が連携していく必要があると考えられる。また、学内支援体制としては、学生の入学から卒業後の進路までを見据えたキャリア発達の観点を導入することが必要であり、就労技能の習得はもちろんであるが、学生自身の障害特性を含めての自己理解、アドボカシースキルの習得、キャリアへの準備など、体系的な支援を行う必要があるだろう。現状は、研究がまだ不十分な状態であり、例えば、石井・篠田(2014)は、発達障害の中で特に自閉症スペクトラム障害に焦点を当て、進路支援に関する先行研究の概観を行い、診断書の有無にかかわらずスペクトラムとしての困難さが存在することを前提に支援を提供していく視点が求められており、今後、自閉症スペクトラム障害の特性と進路選択や進路決定との関連について、実証的研究が必要であるとしている。特に発達障害の中でも自閉症スペクトラム障害については、障害特性の個人差が大きいこともあり、個別の事例の積み重ねが必要とされる。

堀江(2013)は、発達障害のある学生の企業インターンシップを実施し「自己理解」「自己効力感」「働くことに対するイメージ」を高める就労支援プログラムを開発し、「広汎性発達障害」の男子大学生の支援事例を提出している。発達障害のある学生に対して、入学から卒業までの一貫した支援プログラムを提供し、その中でキャリア支援を展開している事例も報告されている。松久・金森・今枝・楠・鶴川(2013^a)は、発達障害のある大学生への就労を見据えたキャリア支援について実践報告をしている。松久らは、発達障害のある学生の課題として、①自分の能力に見合わない職業を希望する、②アルバイト経験がないか、採用されてもすぐ解雇される、③社会性やコミュニケーション能力の困難さのために職業選択の幅が狭いことをあげ、適切な

職業選択のためには、①「自己分析と理解」、②就職の「目的意識」、③「ソーシャルスキルトレーニング」が必要であると考えている。松久・金森・今枝・楠・鶴川(2013^b)は、発達障害等を理由に大学に支援を申請し、大学から特別な支援が必要であると承認された「特別支援対象学生」7名を対象として、読字能力の向上を狙った『『時事問題リーディング』と『集団討論』を組み合わせた講義』と自己分析や自己理解を目指した「面接マナーに関する講義」を実施し、その効果を検証している。また、松久・金森・今枝・西山(2014^a)は、社会福祉法人でのインターンシップや職業指導センターの体験入校などの就労体験をした「特別支援対象学生」4名が、就労体験先から①聞いたことをメモすること、②重要な視点を理解しメモすることという指摘を受けていることから、講義としてメモスキルを取り上げて実践している。さらに、松久・金森・今枝・西山(2014^b)で、その効果について検証している。これらの研究から言えることは、発達障害のある学生にとって、実際に就労体験をすることが非常に重要であるということである。しかも一つ一つの体験について、いわゆる PDCA サイクルのように積み重ねていく必要があると考えられる。

就労支援ではないが、発達障害のある学生へのサービス・ラーニングにおける支援に関する実践報告がある。佐野(2015)は、サービス・ラーニングにおける発達障害学生への教育的配慮の事例を報告し、サービス・ラーニングにおける合理的配慮の課題を考察している。佐野によると、サービス・ラーニングとは、経験学習型の授業の一つであり、多くの大学において、キャリア教育と密接に結びつきながら、試みられている。佐野は、「診断はないが発達障害が疑われる学生」1名に対するサービス・ラーニングでの合理的配慮実践事例から、2つの課題をあげている。すなわち、サービス・ラーニングの抽象度の高い教育目標で支援者の負担が過多になること、経験したことによる自己の内省を得るために、小集団による議論を発達障害のある学生が他の学生と一緒にすることが困難であると予想されることである。

6. 発達障害のある学生の修学支援体制

西村(2015)は、富山大学における発達障害のある学生への支援体制である、社会参入支援を紹介している。西村によると、富山大学では、全学組織である学生支援センターの下部組織として発達障害大学生支援を専門とするアクセシビリティ・コミュニケーション支援室トータルコミュニケーション支援部門が平成19年度に設置され、学部や教員の個人的なサポートに頼る支援から組織的な支援体制を構築することで、発達障害学生の持つ広範囲な問題を包括的にサポートする体制が出来上がったという。発達障害のある学生の支援ニーズは個人差も大きく、またその学生の置かれた環境による支援ニーズの変化もあると考えられるため、富山大学のよ

うに、発達障害のある学生支援を専門とする支援室の設置は、多様な支援ニーズに対応できる点で優れている。また、西村によれば、富山大学の支援体制は支援対象を発達障害の診断の有無にかかわらず、すべてのコミュニケーションにかかわる問題を支援することを特徴としたトータル・コミュニケーション・サポートであり、発達障害の診断を受けていないが、支援の必要な学生が多くいることを考慮したものと言えよう。しかしながら、私立小規模大学において、富山大学のような支援体制を構築するには、財政面や、人的・物的資源での制約があり、発達障害のある学生と他の障害のある学生それぞれの専門部門を設置する余裕はないと予想される。確かに発達障害のある学生支援体制としては、日本学生支援機構の平成26年度実態調査報告にも示されたように、診断書はないが支援を必要としている学生が多いことから、診断の有無にかかわらず支援の対象とするためにも、富山大学のように、発達障害学生を専門に支援する体制が必要であろう。また、発達障害の特性から授業支援だけでなく生活全般にわたり支援が必要なことも、発達障害学生支援のための専門部門があるのが望ましいと考えられる。本学のような小規模私立大学において、このような支援体制の構築が困難である場合は、どのような支援体制を考えればよいのであろうか。

都築(2014)は、学生数と教職員数の規模を考慮した支援関係づくりを進めることなど、支援体制を構築する際の考慮事項を8つあげており、学内支援組織を作るために、本部、部局、支援室の「支援の三角形」の確立が必須であると述べている。また、その中核となるのは障害学生支援室であるとして、今後、発達障害学生の入学者数の増加が想定されることから、障害学生支援室の機能を、①全学的・専従的な体制、②ユニバーサルデザインに基づく全学対応、③組織対応の3点から再構築する必要があると述べている。都築の指摘するように、発達障害学生の支援内容に他の障害学生の支援にはない新たなものが追加されることから、支援ニーズを把握する必要があると考えられる。ただし、石田・天野(2014)が、日本学生支援機構による平成25年度実態調査報告をもとに、発達障害学生の授業支援には、視覚障害学生や聴覚障害学生の授業支援のような直接的な支援内容がみられないのが特徴的であり、授業の中で何が必要とされているかについて試行錯誤が続いている状況を示していると述べていることから、発達障害学生の支援ニーズについてまだ十分に把握されているとは言えない。発達障害のある学生の支援は個別的対応が必要であり、その支援を全学的な体制の中で行っていくことが重要であると考えられる。

全学的な支援体制を作るためには、支援室を中核とした組織的な体制だけでなく、大学の構成メンバーである教職員や学生の対応や意識の変化も必要とされる。例えば、田倉・福田・若山・澤田・佐藤・高橋・藤井・柏倉(2014)は、発達障害関連の困り感を把握するための44項目からなる「大学生の困り感尺度」を作成し、大学生732名(統制群)と発達障害やそれに類する

困難を抱えている学生20名(支援群)を対象に実施し、両群を比較分析している。田倉らは、「大学生の困り感尺度」をアセスメントツールとして利用することで、教職員が学生の困り感を適切に把握することができ、適切な対応をすることができるのではないかと考察している。

学生の発達障害学生支援に対する意識については、滝吉・五十嵐(2015)が、大学生271名を対象に調査を行っている。滝吉らによると、発達障害児・者とのかかわり体験がある学生がいない学生よりも発達障害に対する理解度が高く、自分自身が発達障害学生支援に関与しようとする自己関与意識の高い学生は、自分自身が発達障害を知っていると思うという主観的な理解ではなく、発達障害に関する授業や講演に参加したという意識に基づく客観的な理解を持っている学生であると述べている。このことから、滝吉らは、自己関与度の高い一般学生を育成するためには、まず、学生が発達障害の知識を獲得する場を保障することだと考察している。また、自己関与意識の高い学生はかかわりを持った発達障害児・者に対して、高い親密感を抱いているという結果から、発達障害学生と実際にかかわる場面で、障害の有無に関係なく、一人一人が多様な存在であることを実感できるような設定を組むことであると述べている。宮崎・中田・佐藤・永井・田村(2015)も、発達障害特性への大学生の援助意識について、大学生78名を対象に調査を行っている。宮崎らによると、困難さに対する手助けの手立てが明確に思い浮かぶ時に、学生は手助けすると判断すること、困難さを抱える学生の受け入れに対しては概ね肯定的であるが、自閉症スペクトラム障害特性の状況認知の悪さや固執性から起きる対人関係の葛藤の表れを示唆する項目では受け入れにくくなること、困難さを抱える学生が親しい友人である場合は、支援すると回答する学生の割合が高かったという結果を得ている。

これらのことから、発達障害学生の支援体制は、支援室を中核とした組織的な体制と、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業改善、さらに小規模大学である利点を生かして、教職員と学生の意識変革によるキャンパス内の「心のバリアフリー」の推進から、構築されると考えられる。

7. お わ り に

今後、高等教育機関に入学する発達障害の診断のある学生や、その特性のある学生は、さらに増加すると予想される。個々の学生によりその教育的ニーズは異なり、個別対応が必要とされることから、学内支援体制はこうした学生の多様化に対応すべく、構築されなければならないだろう。また、学生数や教職員数など大学の規模によりその支援体制のあり方は異なってくると考えられ、その大学に特有の支援体制も必要となる。本学の場合、小規模大学であるためその利点を生かして、「障がい学生高等教育支援室」を中核に、教育のユニバーサルデザイ

ン化に向けた支援体制作りを全学的に推進したいと考えている。

文 献

- 林田真志 2014 わが国の大学における障害学生支援関連情報のホームページ上での公開状況—2011年度の調査結果をもとに。広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, **12**, 83-87.
- 広島女学院大学障がい学生高等教育支援室 2014 障がい学生修学支援案内. 広島女学院大学.
- 堀江まゆみ 2013 発達障害のある大学生への就労支援プログラムの開発. 白梅学園大学研究年報, **18**, 129-133.
- 石田久之・天野和彦 2014 高等教育機関における障害学生支援の動向(Ⅶ). 筑波技術大学テクノレポート, **22**, 1, 21-26.
- 石井正博・篠田晴男 2014 発達障害のある学生への進路支援の現状と課題—自閉症スペクトラム障害を中心として—. 立正大学心理学研究年報, **5**, 105-112.
- 小林文香・真木利江 2014 学生の特別なニーズに対応する学内環境のあり方。(山下京子(研究代表者)2014 障がい者のための高等教育支援開発研究：平成23～25年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業研究成果報告書, 36-47, 広島女学院大学障がい学生高等教育支援研究所.)
- 松久眞実・金森裕治・今枝史雄・西山寛弥 2014^a 発達障害のある学生への就労スキル向上に関する実践的研究(第Ⅰ報)—高等教育機関における実践を通して—. 大阪教育大学紀要 第Ⅳ部門, **62**, 2, 37-50.
- 松久眞実・金森裕治・今枝史雄・西山寛弥 2014^b 発達障害のある学生への就労スキル向上に関する実践的研究(第Ⅱ報)—高等教育機関における実践の効果の検証を通して—. 大阪教育大学紀要 第Ⅳ部門, **63**, 1, 81-94.
- 松久眞実・金森裕治・今枝史雄・楠 敬太・鶴川暁史 2013^a 発達障害のある学生への就労を見据えたキャリア支援に関する実践的研究(第Ⅰ報)—高等教育機関における実践を通して—. 大阪教育大学紀要 第Ⅳ部門, **61**, 2, 51-62.
- 松久眞実・金森裕治・今枝史雄・楠 敬太・鶴川暁史 2013^b 発達障害のある学生への就労を見据えたキャリア支援に関する実践的研究(第Ⅱ報)—高等教育機関における実践の効果の検証を通して—. 大阪教育大学紀要 第Ⅳ部門, **62**, 1, 53-73.
- 宮崎紗織・中田洋二郎・佐藤秀行・永井 智・田村英恵 2015 発達障害特性による大学生生活の困難性への支援—自閉症スペクトラム障害に対する大学生の援助意識に関する調査—. 立正大学臨床心理学研究, **13**, 19-29.
- 文部科学省 2015 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)(<http://search.egov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000770&Mode=0>)
- 日本学生支援機構 2015 平成26年度(2014年度)大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.(www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/2014houkoku.pdf)
- 日本学生支援機構 2014 平成25年度(2013年度)大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.(www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/2013houkoku.pdf)
- 西村優紀美 2015 優位な特性を伸ばす環境づくり：発達障害のある大学生の支援. 季刊ほけかん, **65**, 1-10.
- PEPNet-Japan 2015 FD/SD セミナー遠隔情報保障のこれからを考える.(www.a.tsukubatech.ac.jp/ce/xoops/modules/tiny1/index.php?id=321&tmid=412)

- 佐野 司 2015 大学のサービス・ラーニングにおける発達障害学生への支援：筑波学院大学オフ・キャンパス・プログラムでの取り組みから. 筑波学院大学紀要, **10**, 155-165.
- 障害者職業総合センター職業センター 2006 発達障害者のワークシステム・サポートプログラムとその支援技法. 障害者職業総合センター職業センター実践報告書 No. 17. 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター職業センター. (www.nivr.jeed.or.jp/center/report/practice17.html)
- 滝吉美知香・五十嵐亜子 2015 高等教育機関における発達障害学生支援に対する一般学生の自己関与意識. 岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要, **14**, 479-488.
- 田倉さやか・福田由紀子・若山 隆・澤田佳代・佐藤智紀子・高橋 薫・藤井克美・柏倉秀克 2014 教職員の学生支援力向上に向けた取り組み(1)—学生の困り感に関するアセスメントツールの開発. 日本福祉大学社会福祉論集, **131**, 75-85.
- 丹治敬之・野呂文行 2014 我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題. 障害科学研究, **38**, 147-161.
- 都築繁幸 2014 障害者差別解消法施行に向けての発達障害学生の修学支援上の課題. 愛知教育大学保健環境センター紀要, **13**, 25-31.
- 若林 功 2009 応用行動分析学は発達障害者の就労支援にどのように貢献しているのか? : 米国の文献を中心とした概観. 行動分析学研究, **23**, 1, 5-32.
- 山下京子 2015 大学における障がいのある学生の修学支援に関する研究. 広島女学院大学幼児教育心理学紀要, 創刊号, 9-22.
- 山下京子 2014^a 研究成果の概要. (山下京子(研究代表者)2014 障がい者のための高等教育支援開発研究：平成23～25年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業研究成果報告書, 1～7, 広島女学院大学障がい学生高等教育支援研究所.)
- 山下京子 2014^b 広島女学院大学・卒業生アンケート調査報告. (山下京子(研究代表者)2014 障がい者のための高等教育支援開発研究：平成23～25年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業研究成果報告書, 21-35, 広島女学院大学障がい学生高等教育支援研究所.)
- 山下京子 2012 ピア・サポート活動を通してみた発達障害とその傾向のある学生に対する支援のあり方. 広島女学院大学論集, 第**62**集(電子版第2号), 11-24.
- 吉田ゆり・田山 淳・西郷達雄・鈴木保巳 2014 発達障害のある大学生支援に関する研究動向. 長崎大学教育学部紀要：教育科学, **78**, 89-96.